

医療・介護分野の成長戦略の進化に向けて

産業競争力会議実行実現点検会合
サービス産業副主査（医療介護等分野）小林 喜光

戦後最大、名目 GDP600 兆円という「希望を生み出す強い経済」の実現に向け、
年央の成長戦略改訂に向けた検討をする必要がある。医療・介護分野については、
「成長戦略の進化のための今後の検討方針」に沿って、具体的には以下の論点につ
いて検討を進める。

1. ヘルスケア産業の創出支援

これまでの各種の取組により多様なヘルスケア産業の創出や活用可能性が拡大す
る中、こうした流れが、健康増進に向けた行動変容と持続的なビジネスモデルの確
立につながるための環境整備が必要。具体的には、以下について検討すべき。

- 例えば簡易な自己採血血液検査サービスが、その後の健康診断や、医師や健康
サポート薬局での薬剤師の関与による生活習慣の改善等の具体的な行動変容につ
ながるよう、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の活用等により、ヘルスケア事
業者のみで完結せず、医療介護関係者を含めた各ステークホルダーが連携して効
果的なサービスを提供できるような体制を構築。その際、ヘルスケア産業と医療
介護関係者の連携のみでなく、例えば血液検査結果と効果的なヘルスケアサービ
スの紹介を結び付ける仕組みの構築など、異業種（健康食品・サプリメント、ス
ポーツジムなど）間の協業による新たなサービス展開についても検討すべき。
- ヘルスケアサービスに関するエビデンスの収集・発信に向け、地域での実証フ
ィールドの提供を進めるとともに、AMED との連携等によるエビデンスの検証の仕
組みを構築。あわせて、ヘルスケアサービスの質の認証制度を拡充。これらの取
組により、エビデンスレベルの低い製品やサービスは市場から排除され、健全な
ヘルスケア産業が発展していく基盤を整備すべき。
- 介護予防や介護を必要とする人を支えるための保険外サービス市場を創出・育
成するため、誰でも情報を取得しやすいウェブサイトの構築等に取り組むととも
に、地域において民間事業者による保険外サービスが介護サービスを適切に補完
しつつ活用されるよう、保険者である自治体の意識改革や、介護保険における報
酬の在り方について検討。
- 介護現場の負担軽減と介護の質や生産性の向上のため、ロボットやセンサー技
術の介護現場への導入を進め、また、それを通じて、要介護者の機能の改善や生
産性の向上などのアウトカムデータを収集・分析するとともに、当該分析作業に
ついて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブが働
くよう、介護報酬制度や人員配置・施設の基準に反映する道筋をつけること。
- 企業の健康投資や保険者の保健事業が促進されれば、従業員等の健康増進・医
療費軽減だけでなく、ヘルスケア産業の発展にも資する。「健康経営銘柄」の更
なる発展に取り組むとともに、「データヘルス計画」による保険者の民間企業を
活用した取組支援を推進すること。

2. 医療・介護等分野におけるICT化の徹底

医療等ID導入への道筋が決まり、また、ウェアラブル端末による情報収集など新たな形態も登場するなど、医療や健康に関するデータの取得・管理・共有が進展・高度化していく。各種情報を本人の医療・介護サービスの質の向上や健康管理などの新たなサービスに活用する形と、これらデータをビッグデータ化して研究開発等に活用する形の双方の発展を見据えて、以下について検討すべき。

- ・ 医療等ID導入は、平成30年度からの段階的運用開始、平成32年度からの本格運用を目指し、マイナンバーカードを活用し、国民にとって利便性が感じられる形で導入が進むよう、システム構築等を着実に実施するとともに、民間事業者の投資を促す観点から、スケジュールや進捗を明らかにしながら進めること。
- ・ 民間の創意工夫を活かした健康管理サービス等の新たなサービス市場については、今後発展が見込まれる分野。まずは、健保組合におけるデータヘルスをさらに効果的に進化させる形で、個人の医療や健康に関する各種のデータを統合的に活用し、健康増進に向けた個人の行動変容につなげる仕組みを構築する。
- ・ さらに、上記の健保組合を中心とした形のほかに、有力な民間事業者がプラットフォームとなる形、マイナポータルを活用する形等、様々な形態が考えられる。今後、様々なサービスが登場する中で、国民の健康増進や生活の質の向上に資するサービス品質を保ち、かつ、事業者によって情報フォーマットが異なるために情報が持ち運べない等の不便が生じないように、情報の収集・提供・管理に関するルールや、レセプト・健康診断・日常的な健康情報等の多様な情報を誰が管理するかという情報保持のあり方を含め、早急に検討を進め、政府の役割として、公的なガイドラインや認証制度を構築すべきではないか。
- ・ 医療等情報をビッグデータとして活用するための基盤としては、個人情報保護法との関係で、医療機関からの情報を受け取る「代理機関（仮称）」の創設について検討されている。この「代理機関（仮称）」に、実際に医療機関から多くの情報が集まるよう、医療関係者がメリットを感じられるような仕組みについて関係各省で連携して検討を進めること。
- ・ 介護分野でも、アウトカムデータの蓄積・分析を進め、介護の質の向上や、医療介護連携の高度化、周辺ビジネス発展の基盤整備につなげる。

3. 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

薬事法の改正、PMDAの強化、AMEDの創設、先進医療の拡大等により、審査の迅速化・研究開発の司令塔機能強化や先端技術へのアクセス向上が図られているが、さらなるイノベーションの実現・市場獲得に向けて、以下について検討する必要がある。

- ・ 人工知能を活用した医療診断支援システムを早期に現場で活用できるよう、この春までに医療診断支援ソフトウェアの審査指針を公表。
- ・ 先制医療、個別化医療、再生医療を支える革新的な医薬品等の開発・事業化のため、バラバラに構築されている疾患登録情報を統合的に活用できるような臨床開発のインフラ整備を進めるとともに、イノベーションの源泉であるベンチャー企業について、製薬大手との連携促進や、研究開発の支援策を検討。
- ・ 現場のニーズに合った優れた医療機器開発に向け、医療現場と医療機器の開発者、異業種参入者などの関係者のネットワーク体制を構築。
- ・ グローバル市場獲得のため、各国の現場のニーズに合った製品開発を進めるとともに、人材育成とパッケージで国際展開。海外から日本への医療ニーズの取り

込みも強化。

4. 「地域医療連携推進法人」制度の具体化

地域医療連携推進法人の創設を盛り込んだ改正医療法の施行に向けて、地域では法人設立を見据えた具体的な動きも見られる。こうした動きを加速させるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携等の新たな動きにつなげていく必要がある。具体的には、以下について取り組むべき。

- 他の病院との一体的経営を志向する大学附属病院の大学からの別法人化について、制度上の措置の詳細について明らかにするとともに、大学関係者と各省が連携して財務面や人材面等の各種の課題解決に取り組み、これまでの大学附属病院としての運営に比べて不利にならないような仕組みを構築すること。
- 地域医療連携推進法人制度の施行に向けた政省令等の整備に当たっては、自由度が高く使い勝手の良い制度となるよう設計を進めること。また、医療機関の再編やヘルスケアサービスとの提携など、新しい動きにつながる好事例の発掘・発信に取り組むこと。

(以上)